

令和5年度 基金間移動について (Q&A)

Q 1 基金間移動とは何ですか

A： 基金間移動とは、①年度当初のみならず、年2回（当初および下期）の他基金への移動を可能にし、また②基金間の財源移動をおこなうことによって、前年度までの他基金加入者には別途納付金がかからないようにしたものです。

※令和5年度からは商系基金との基金間移動を停止しております。畜産基金とのみ基金間移動が可能です。

Q 2 令和5年度から商系基金との基金間移動を停止した経過は何ですか？

A： 令和2年秋以降の配合飼料価格の高騰により、令和2年度初めに242億円あった全農基金の補てん財源は6四半期連続の補てん金発動でほぼ枯渇し、令和4年度第1四半期の補てんは、1号会員（全農）の第3四半期積立金の一部早積みにより財源を補いました。

畜産基金も同様の対応を取りましたが、商系基金は分割交付を決定し、基金間で対応が分かれることとなりました。

こうした状況を受けて全農基金は、商系基金との間の①単位数当たりの財源格差の拡大、②補てん金の交付方法の違い、③今後予想される単位数当たりの借入金の違いから、令和5年度以降商系基金との基金間移動を停止することとしました。

Q 3 基金間移動制度の前提条件は何ですか？

A： 平成19年度から基金間移動制度を開始するにあたり、3基金のどちらに移動しても生産者の権利や義務が変わらないよう「基本的に同じルールにすべき」として、飼料機構主催で、基金の親団体や農水省も入り、1年間にわたる検討会の結果、19項目の合意事項を決定しました。主な内容は下表の通りです。

項目	制度開始以前	制度開始時の合意
別途納付金	新規加入者は、契約数量全体に対して別途納付金を納入	他基金に加入していた生産者は、前年度より増加した契約数量に対して、別途納付金を納入
補てん単価	基金毎に決定	共通補てん単価を算出
積立単価	基金毎に決定	年度末の正味財産の格差が300円/トン・四半期を超えないよう、不足分を第4四半期にメーカーが積み増す
財源移動	なし	移動者の持分財源を基金間で精算

Q 4 なぜこのような合意を行ったのですか？

A： ①全農基金の年度末財源が一定程度ある時、前年度の商系基金との契約数量・積立金が少なく、次年度に全農基金との契約数量を増加して契約すると、少ない積立金負担で多くの補てんを受けることになり、継続加入者との間で不公平になる為です。
②生産者が基金を移動しても、同じように補てんを受けられるよう、メーカー間で財源調整することとしました。

Q 5 合意事項と現在の状況に違いがあるのですか？

A： 基金間移動制度発足後、下表のように制度を変更したり、合意事項が守られなくなり、下表のような弊害が生じています。

	変更内容	影響
別途納付金	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から、商系基金が増加数量に対する徴収を停止 他基金は次年度から追隨 	契約数量を増加した生産者は、少ない積立金でより多くの補てん金を受ける事が可能
補てん単価	令和 4 年度に商系基金が分割交付実施	一括交付か分割交付かで、生産者が補てん金を受領する時期が異なる。(四半期毎に見ると補てん単価が異なるのと同じ)
積立単価	<ul style="list-style-type: none"> 商系基金は令和 3 年度から、積立単価を原則生産者 1 : メーカー 1 に変更 但し四半期毎に特別積立の有無を決定。 正味財産の財源格差が 300 円/トソ・四半期を超えても、商系基金は積増し不実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基金間で補てん単価が異なる可能性が生じる
財源移動	令和 3 年度末は商系基金の財源がマイナスとなり、財源移動不実施	財源格差が大きいと、適切な財源移動ができない

Q 6 商系基金との基金間移動が停止すると何が変わりますか？

A： ①前年度の全農基金加入者が当年度から商系基金に加入することは可能ですが、移動申請書は不要です。一方、前年度の商系基金加入者が当年度から全農基金に加入する場合は、別途納付金が掛かる可能性があります(令和 5 年度は正味財産がマイナスのため、別途納付金はかかりません)。

②下期の商系基金との基金間移動はできなくなります。下期の移動を認めると、全農基金から借入補てん金を受領し、上期の契約数量が 80%超でも、下期に商系基金に転出すると、返済財源が減少し、継続加入者の返済負担が大きくなるからです。

Q 7 畜産基金との基金間移動は継続するのですか？

A： 畜産基金とは財源や補てん金交付方法等大きな差がないので、継続します。

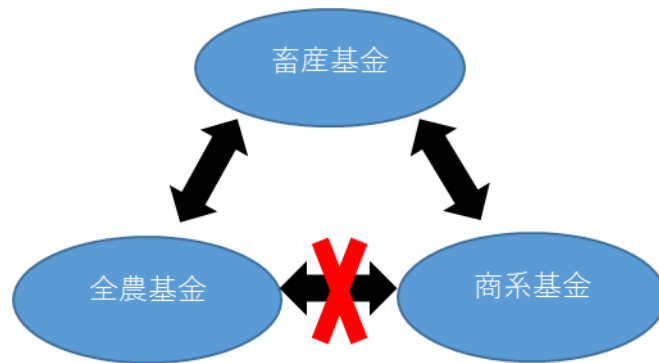
Q 8 商系基金との基金間移動はいつ再開するのですか？

A : 借入金の返済が終了し、財源格差が一定程度縮小した場合に再開を検討します。

Q 9 畜産基金は商系基金との基金間移動を継続するのでしょうか？

A : 畜産基金と商系基金は基金間移動を継続する見通しです。

〈令和5年度の基金間移動図〉



Q 10 畜産基金に移動したり商系に移行した生産者にはどのように借入補てん金の返納を求めるのでしょうか？

A : ①全農基金と畜産基金の場合

全農基金と畜産基金の内、新規契約窓口へ返納をお願いいたします。両基金と契約している場合は両基金への返納額の合計を一括して、新年度の契約が多い基金の契約窓口へ返納をお願いいたします。両基金とも新年度の契約がない場合は、令和4年度に契約の多い基金の契約窓口へ返納をお願いいたします。

②商系基金の場合

商系に移行した場合は全農基金の契約窓口へ返納してください。

Q 11 令和4年度の下期基金間移動で商系から転入してきた生産者は令和5年度の全農基金年間契約数量と何とを比較するのでしょうか？

A : 下期転入者は前年での上期商系契約数量と下期全農への転入数量を加算した年間契約数量を基準とします。

Q 1 2 合理的理由がなく令和4年度の契約数量対比で80%以下になった場合はどのような計算式で返納を求められますか？

A : 四半期毎の補てん対象数量×四半期毎の借入金による補てん単価×(1－令和5年度畜産基金と全農基金の合計契約数量／令和4年度畜産基金と全農基金の合計契約数量)で返納額を求めます。

計算上端数が出た場合は円以下四捨五入いたします。また、年間返納額が1,000円未満の場合は返納を求めません。